

横浜町直売施設生産団体等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、人の移動・経済活動の停滞による影響がある、道の駅よこはま菜の花プラザ（以下「菜の花プラザ」という。）の農林水産物等販売登録者（以下「登録者」という。）に対して、当該年度の予算の範囲内で、必要な緊急の支援をし、もって直売施設生産活動の継続と維持に資することを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年6月1日現在において、町内に住所を有する個人又は団体等の代表者で、菜の花プラザの登録者であること。
- (2) 令和元年分の菜の花プラザでの販売実績があり、令和2年6月1日以降も引き続き販売を継続していること。
- (3) 令和元年分の菜の花プラザでの販売金額を登録者名で確定申告等がなされていること。
- (4) 横浜町臨時飲食店等支援事業給付金、横浜町小売店等支援給付事業給付金及び横浜町農林水産業経営継続支援事業給付金の給付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、横浜町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は交付対象としない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、菜の花プラザの令和元年5月及び6月分の販売金額の合計と令和2年5月及び6月分の販売金額の合計のいずれか高い方の額に15%を乗じて得た額（円未満切り捨て）とする。ただし、10万円を上限とする。

2 当該助成金を申請する対象者で、すでに横浜町特産物加工センター（以下「加工センター」という。）の令和2年5月及び6月の使用料の減免を受けている対象者等については、前項により計算した助成金の額と加工センターの使用料の減免額の合計と比較して高い方の額とする。

(交付条件)

第4条 助成金の交付を受けようとする対象者は、横浜町直売施設生産団体等支援事業交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 前年分の確定申告書等の写し
- (2) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 この給付金の交付申請は、令和2年9月30日までとする。

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 町長は、支給の決定をしたときは、横浜町直売施設生産団体等支援事業支給決定通知書（様式第2号）により通知し、助成金を支給するものとする。

3 町長は、不支給の決定をしたときは、横浜町直売施設生産団体等支援事業不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

横浜町長 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
(電話番号)

印

横浜町直売施設生産団体等支援事業交付申請書

次のとおり助成金の交付を受けるため、横浜町直売施設生産団体等支援事業実施要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、助成金の交付決定がなされた場合には、助成金を下記の口座に振り込むようお願いします。

記

金融機関名	銀行 農協 金庫 信用組合	本店(所) 支店 支所
金融機関コード	支店コード	
口座種別	1. 普通 2. 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

※添付書類

- ①令和元年分の確定申告書等の控え（コピー可）
- ②振込先通帳の写し

様式第2号（第5条関係）

横産発第 号
令和 年 月 日

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

横浜町長 ⑩

横浜町直売施設生産団体等支援事業支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました横浜町直売施設生産団体等支援事業助成金については、下記のとおり支給することと決定しましたので通知します。

記

1. 支給額 金 円
2. 支給日 令和 年 月 日

様式第3号（第5条関係）

横産発第 号
令和 年 月 日

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

横浜町長 ⑩

横浜町直売施設生産団体等支援事業支給不決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました横浜町直売施設生産団体等支援事業助成金については、下記のとおり支給しないことと決定しましたので通知します。

記

不支給の理由